令和９年度各務原市社会福祉事業団職員採用試験要項

この試験は、令和９年４月１日付採用者を決定するために行うものです。

１．職種・採用予定人員・職務内容・受験資格

職　　種	採用予定人員	職　務　内　容
保育士又は 児童指導員	１　名	主に、児童発達支援センターにおいて、 ・日常生活の保育・保護者支援等 ・送迎、添乗 を行う業務及びこれに付帯する（記録等）業務
児童発達支援 管理責任者	１　名	主に、児童発達支援センターにおいて、 ・児童発達管理責任者として 　個別支援計画の作成・モニタリング ・職員・関係機関の調整 を行う業務及びこれに付帯する（記録等）業務
相談支援専門員	１　名	主に障がいのある子どもやそのご家族を対象とした「障害児相談支援（児童主体の相談支援業務）」 ・サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成・見直し ・関係機関（学校、児童発達支援事業所等）との連絡調整 ・ご家族からの相談対応・インテーク業務 を行う業務及びこれに付帯する（記録等）業務

２．受験資格（下記の要件をすべて満たしていること）

職　　種	受　験　資　格
各職種共通	①　昭和４２年４月２日以降に生まれた方 ②　普通自動車運転免許を有している方
保育士又は 児童指導員	「保育士」の資格、若しくは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第４３条に規定する「児童指導員」の資格を有している方又は令和９年３月末までに当該資格を取得見込の方
児童発達支援 管理責任者	児童発達支援管理責任者の要件を満たす方 ・児童発達支援管理責任者基礎研修及び実践研修
相談支援専門員	１．資格保有者：岐阜県等が行う相談支援従事者初任者研修を修了し、「相談支援従事者」の資格を有している方 ２．研修見込者：令和９年度中に「相談支援従事者初任者研修」を修了可能な方（未修了での応募可） ※2（研修受講見込者）での応募に必須となる実務経験：保育士資格、または児童指導員任用資格を有する状態で、児童福祉施設等での直接支援業務の経験が通算 5 年以上（かつ従事日数 900 日以上）ある方。（※放課後等デイサービス、児童発達支援事業所、児童養護施設などでの勤務経験が対象です）

・次に該当する方は、受験できません。

〇拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの方

※受験資格等について

・申込書の記載内容に虚偽、不正等があることが判明した場合、職員として採用しません。

・採用後に受験資格等に虚偽、不正等が発覚した場合は、採用を取り消します。

３．受験申込手続

①　所定の申込書に写真をはって、エントリーシートとともに各務原市社会福祉事業団事務局（福祉の里内）に提出すること。

②　「保育士・児童指導員」、「児童発達支援管理責任者」、「相談支援専門員」又は「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士」の資格を有している方は、資格証明書の写しを添付すること。

③　郵送による申込の場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、所定の申込書に写真をはり、一般書留又は簡易書留で送付すること。
宛先：〒509-0101　各務原市須衛稲田７番地　各務原市社会福祉事業団事務局
提出書類：①申込書　②エントリーシート　③資格証明書の写し
④　申込書に記載不十分なものや写真の小さなものは受理しません。
⑤　受験に対しての提出書類は返却しません（当方で廃棄します）。

4．受付期間
①　**窓口受付**の場合　～随時　　窓口受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分
（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）は、受け付けできませんので、ご注意願います。）
②　**郵送受付**の場合　～随時（採用者が決定次第、募集を締め切ります）

5．試験の期日・場所

	科　目	期　日	試　験　会　場
試　験	基礎能力検査 適性検査	申込書到着後、電話等にて期日を通知	各務原市福祉の里 （自宅での受験可）
	面　接		各務原市福祉の里

6．試験の方法・内容

	科　目	内　容
試　験 方　法	基礎能力検査 適性検査	社会福祉事業の従事者としての基礎能力・適性を判断
	面　接	個別面接による人物・適性等の総合判断

7．合格発表

発　表　日	発　表　方　法
随　時 （面接実施から概ね 10 日後）	合否を郵送により通知

8．待遇等
（１）初任給（令和８年４月１日現在）

職種	大学卒	短大卒（２年制）
保育士、児発管、相談支援専門員等 （内、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士のいずれか有資格者）	235,600 円 （238,500 円）	225,600 円 （230,200 円）

※　職歴等がある場合などは、一定の基準により加算されます。
（２）昇給は、原則として年１回です。
（３）諸手当は、地域手当、期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給要件に応じて支給されます。
（４）勤務時間は１日７時間４５分、原則として週３８時間４５分です。
（５）業務上必要がある場合は、法人が事業経営する業務の範囲で就業場所又は業務内容の変更、職種変更を命じることがあります。

9．各務原市社会福祉事業団の概要
各務原市社会福祉事業団は、各務原市が設置する社会福祉施設　各務原市福祉の里、各務原市就労継続支援事業Ｂ型事業所（就労継続支援事業Ｂ型）、障がい者相談支援事業所等の運営を行う社会福祉法人です。
各務原市福祉の里は、児童発達支援センター、生活介護事業、支援センター等からなり、その全ての施設が通所形式をとる複合社会福祉施設です。

採用に関する問い合わせ先・郵送による申込先
社会福祉法人　各務原市社会福祉事業団　事務局
〒５０９－０１０１　各務原市須衛稲田７番地
電話　（０５８）３７０―７５００

※　各務原市社会福祉事業団ホームページ（https://kakamigahara-fukushi.or.jp/recruit）からも申込書などを取り出すことができます。
※　応募前職場見学は可能です。事前にご連絡、日程調整の上お越し下さい。